

CLIMATE EXPERTS

受託研究のテーマ案

1. 受託研究の方法と考え方

- エネ研時代, IGES 時代などを通じて, 通産省, NEDO, 環境省, 外務省などから, 数多くの受託研究を行ってきました. 今後も, 自分が非常に重要であると考えられるテーマに絞り, できるだけ寄与していきたいと思っています. その意味で, 可能であれば(必要性が認めれば), 受託研究を行っていきたくと思っています.
- 現在のところ個人事業という形ですので, 手続き上, 難しい場合には, どこかのシンクタンクからの再委託, もしくは, そのシンクタンクのサポートという形態もありうと思っています.
- ただ, マンパワーの問題から, Quality を維持するには, おそらく一年間に一本程度に制限せざるをえないと考えています (Climate Experts のみで行う場合).
- 他のシンクタンクの(からの)サポートという形態の場合, タスクをシェアしていただけるのであれば, 年間二本程度可能かもしれません(その方がわたしのノウハウを移転できていいかもしれませんね[†]).
- できれば, 成果物たる研究調査報告書は, (一定の期間後?)オープンにしていきたいと考えています.
- いま考えているテーマとしては, **2.** をご参照ください. 私自身の興味, さまざまな経験に基づくアイデア, 重要度をベースに選択しています. おそらく, 他の研究機関等とは, かなり異なったユニークなものを作成できると思います.
- 役所対象を考えていますが, 団体その他, どのような機関であっても OK です.
- オプションを限定することはいたしません, 専門家としての視点に基づき, 政策提言的な形のを想定していただければ幸いです.
- ご希望の場合は, 適宜, 松尾までご連絡ください(テーマ, 形態, 委託金額, その他). 役所側からだけでなく, シンクタンク側からの申し出でもけっこうです.

[†] Climate Experts の基本的スタンスとして, ノウハウを囲い込むことはしたくないと考えています. その意味で, なるべくわたしの持っている知識などは, パブリックドメイン化させることが, 望ましいと考えています.

2. 研究テーマ案

2.1. 排出権市場のリンク方法について

2005年の第2ステージから、日本も国内制度としての排出権取引を導入する可能性が高くなってきました。その場合、非常に重要なポイントは、2005年開始予定の欧州委員会提案EUワイド排出権取引制度と「最初から」市場をリンクさせておくことでしょう(わたしの会ったEUの人はすべてこれを歓迎していました)。それによって、日本の排出権市場における経験のなさによるディスアドバンテージを克服し、かつ2008年以降の制度にスムーズに移行できるでしょう。しかしながら、どのようにすればそれが可能になるのか、日本においてはほとんど検討がなされていません。

すなわち、「制度」として(トップダウン的に)リンクさせるのか?それとも(ボトムアップ的に)「市場」が自発的にリンクしていくのか?それらの場合、どのような「制度上のコーディネーション」が不可避で、どれはあまり重要でないか?たとえば、政府合意の必要性、不遵守時のペナルティー、モニタリング制度、トラッキング制度、割当制度、他の政策措置とのリンク、制度の自主性等がその検討項目となります。これらは、EU制度設計の中でも(加盟国間問題として)議論されていますが、日本などを加える場合には、さらに大きな問題として現れてくるでしょう。

加えて、将来の米国の参加問題を考えた場合、京都グループと非京都グループの間の排出権市場のリンケージという視点が入ってきます。米国が京都体制に戻る最大のインセンティブが「ビジネス機会喪失への懸念」であることは言うまでもないでしょうが、そのためには、この市場リンケージの問題を、事前に十分に研究しておくことは、非常に重要な視点と言えるでしょう。

海外においても、これらの問題は、数人の市場関係者等の手で、検討が開始されています。2002年9月には、IEAとIETAの共同でKyoto/non-Kyoto linkageのテーマでワークショップが行われるようです。これに、新たな日本独自の視点を加えることで、日本も問題が起きてからではなく、事前にさまざまな戦略をたてる上で、この問題に対処することができ、またそのことが重要であると考えています。

2.2 Global Participation へのシナリオ

2002年6月に外務省/IGESで行った“Further Action/Commitments”の非公式会合は、途上国の参加問題を先進国側から議論を持ちかけた最初の機会という意味で、非常に大きな一歩であったかと思えます。

マラケシュ以降の最大のテーマである“Global participation”は、大別して、3つの部分(1)Annex I国の第2コミットメント期の数値目標、(2)non-Annex I国の将来のコミットメントのあり方、(3)米国の参加のあり方、に分けられるでしょう。

私は、京都会議以前からこの問題に興味を持ち、AGBM3では日本から発表を行いました。私の提案の一部(メニューアプローチ)は、当時の日本提案にもとり入れられました。上述

の外務省/IGES や、韓国のワークショップでも発表を行っています。

この問題は、特に第 2 期の数値目標に関しては、かなり具体的な方法論を議論できるだけの用意ができてきています。各国の排出権取引制度の経験や、エネルギー経済的分析などから、「環境十全性」面、「公平性」面で「受け入れ可能」な目標や、それへのアプローチ方法を提案・分析します。

途上国や米国の参加問題に関しても、国際法的なアプローチの方法、発展段階に応じた具体的な目標のイメージなどに関して、実際の数字や国際交渉上のフィージビリティまで検討した分析が可能となるでしょう。

特に米国問題に関しては、排出権市場のリンケージ(上記 2.1 参照)や、ロシア問題(下記 2.3 参照)といった「側面」からのアプローチやいくつかの具体的なシナリオに関しても、検討する用意があります。

現段階から、これらの点に関して十分な知見を集積しておくことは、今後の日本の戦略にとっても、非常に重要なものとなるでしょう。

2.3. ロシアの京都メカニズム適格性問題

京都議定書発効には、あとポーランドとロシアの批准を残すのみとなりました(カナダ抜きでも発効します)。ロシアの批准可能性はおそらく高いと思われませんが、問題は、たとえ批准したとはいえ、ロシアが京都メカニズムを使うことができなくなる可能性が高いということです。もしそうなれば、日本の遵守可能性にとって、大きな影響が出るのは必至でしょう。

実際、マラケシュアコードでは、遵守委員会 enforcement branch の手続きをかなり厳しいものとしています。言い換えますと、たとえロシアとはいえ、その政治力だけで横車を押す(参加適格性を確保する)ことは難しいような気がします。したがって、ここでは、この問題の「現状」および、それを打破する解決策を検討します。

内容としては、京都メカニズム参加 eligibility 要件の精査、ロシアのインベントリー関連制度の現状調査、実際に何が足りないであろうか?という点に関するテクニカルおよび遵守委員会としての視点、ロシア政府が今後行おうとしているプログラムの調査、他国によるサポート体制の実態調査 を、まず検討します。この部分の調査に関しては、日本におけるインベントリー専門家(IGES コンサルタント、IPCC Inventory TSU のスタッフでもある)による主導を考えています。

加えて、日本がこの状況に対応するための戦略的手段として、ここでは米国との共同戦略をとることを提案します。米国 DOE と EPA は、クリントン政権時代、US Countries Study Program として、50 か国あまりの国々のインベントリーなどの整備に尽力してきました。これは議定書ではなく条約の下で行えるため、米国との共同歩調をとるという点においても、たいへん意味のあることでしょう。実際、EPA の人から、このプログラム再開を検討する気があるということも個人的に聞いています。

必要であれば、US Countries Study Program の元ディレクターである Bob Dixon(現 DOE、IGES に客員で滞在したことがある)の協力を求め、この点に関して、両国政府が協力していただける体制の予備交渉まで行うことも可能であると考えています。

2.4. Web ベースの京都メカニズム FAQs 集

マラケシュアコードの成立を経た現状でも、十分理解されていない点、曖昧な点、まだ決まっていない点、国内規制に関わる点などが、一般のステークホルダーのみならず専門家にも十分に整理されているとは言えない状況にあります。わたしのところにも、たとえば米国企業が CDM を行う場合の扱い(これは、レジストリーを用いることで、整理・分類できます)など、いくつかの質問が(主として専門家から)寄せられています。経済産業省のヘルプデスクなどにも、多くの質問が寄せられているとかがっています。

経済産業省の「京都メカニズム利用ガイド(ver.1)」、環境省の「京都メカニズムについて」の両資料はよくできていますが、かならずしもすべての質問に答えることができるわけではありません。特に、決まっていないこと、それをどう解釈すべきかという点、などに関しては、これだけでは不十分かと思われまます。

その意味で、いままでに(およびこれから)各方面から寄せられた質問に答える形式の Q&A 集は、この問題を理解する上で、非常に有用かと思われまます。Web ベースで、適宜、追加・改訂していく Q&A 集を整備しておくことは、知識の蓄積のみならず、将来のこの手の質問があったときの参照ポイントとして、無駄な duplications を避けることもできるでしょう。

これを受託研究という形で行うことが可能であるかどうかはわかりませんが、役所では書けない踏み込んだ記述なども、Climate Experts として行うのでしたら、可能となります。もちろん、正確を期すため、役所および必要に応じて UNFCCC 事務局その他への確認を行いながら行います。

現在までわたしのところに寄せられた質問には、専門家の見地から、判っているところ、未定の所などを、できるだけ明確化した回答を行ってきたと思っていますが、まだ質問の数があまり多くなく、またかなりの労力を要するため、系統だった FAQs 集を作成するには至っていません。もし、これを作成すれば、役所のガイドの補助資料として、有用なものとなると思っています。

3. 連絡先

- 松尾 直樹
- E-mail: n_matsuo@climate-experts.info
- 電話: 070-5598-2236 (PHS)
- Fax: 020-4622-0189 (メールとして届きます)
- なるべく、E-mail でご連絡ください(必要であればこちらからご連絡します)。E-mail は、どこにいてもチェックできるようにしますが、緊急の場合、PHS のメール(n_matsuo@dk.pdx.ne.jp)にもご連絡頂けると、より確実かと思われまます。

以上